

# 大阪府立西寝屋川高等学校 部活動に係る活動方針

平成31年3月29日

## 1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

## 2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者への理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

## 3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週1日以上設定する。
- (2) 休養日は、部ごとに年間で104日以上設定する。  
(定期考査期間等、学校全体で部活動を行わない日を含む。)
- (3) 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。  
(公式戦等で、上記の設定が困難な場合は、その後の平日に休養日を設けるなどの配慮をおこなう)
- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。(準備・片付け等の時間は、活動時間に含まない。)
- (5) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (6) 個人の意思で、生徒が自主的に実施する短時間かつ危険を伴わない基礎的な自主練習に関しては、設定上の活動時間には含めない。

## 4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。  
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

## 5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。